



平成 26 年 10 月 22 日

各 位

東京都港区赤坂四丁目2番6号  
株式会社メディア工房  
代表取締役社長 長沢 一男  
(コード番号:3815 東証マザーズ)  
(連絡先:03-5549-1804)

## ストックオプション(新株予約権)の割当に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 10 月 22 日開催の取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条、及び第 239 条の規定、並びに当社第 16 回定時株主総会における特別決議に基づき、当社の取締役並びに子会社の取締役に対してストックオプションとして発行する新株予約権について、具体的な発行内容を下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

### 記

#### 1.新株予約権を無償で発行する理由

当社の取締役並びに当社の子会社の取締役に対し、当社グループの業績向上や企業価値の増大、株主重視の経営意識を高めるためのインセンティブを与えることを目的とするものであります。

#### 2.新株予約権の発行要領

##### (1)新株予約権の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数

割当対象者(人数)	割当数の合計
当社取締役	900 個
子会社取締役	100 個

##### (2)新株予約権の目的である株式の種類及び数

普通株式 100,000 株

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、割当日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で当社は必要と認める株式数の調整を行う。

##### (3)新株予約権の総数

1,000 個

なお、新株予約権 1 個あたりの目的となる株式数(以下、「付与株式数」という。)は 100 株とする。ただし、(2)に定める株式の数の調整を行った場合は、付与株式数についても同様の調整を行う。

##### (4)新株予約権の発行価額

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

#### (5) 新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額(行使価額)の算定方法

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割当てる日(以下、「割当日」という。)の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下、「終値」という。)の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が、割当日の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値)を下回る場合には、割当日の終値とする。

なお、割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記のほか、割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額を調整するものとする場合には、取締役会の決議により合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

#### (6) 新株予約権の権利行使期間

平成28年11月8日から平成30年11月7日まで

#### (7) 新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権者は、権利行使時において当社の取締役並びに子会社の取締役の地位にあることを要する。
- ②新株予約権のうち、その一部につき行使することができる。ただし、1個未満の新株予約権については、この限りではない。
- ③新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使できないものとする。
- ④その他の行使の条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者の間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

#### (8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金の額

- 1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。
- 2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前記1)の資本金等増加限度額から前記1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

#### (9) 新株予約権の取得に関する事項

- 1) 権利付与日以降、当社が、他社と吸収合併若しくは新設合併を行う場合、株式交換若しくは株式移転を行う場合、又は会社分割を行う場合その他これらの場合に関して調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合は、必要最小限かつ合理的な範囲で付与株式数、発行価額、行使期間その

他の条件の調整又は新株予約権行使の制限を行う。この場合、当該新株予約権は無償で取得することができる。

- 2) 新株予約権者が、新株予約権割当契約にて規定する条件により権利行使できなくなった場合、又は当社所定の書面により新株予約権の全部若しくは一部を放棄する旨を申し出た場合には、当社は当該新株予約権について無償で取得することができる。
- 3) 前号に定める条件とは、次のとおりとする。
  - ① 新株予約権者が、当社の取締役並びに子会社の取締役の地位を失った場合。
  - ② 新株予約権者が、当社の社内規定に違反したことを理由に当社の社内での制裁処分を受け、当社の取締役会が新株予約権者による当該権利の行使を認めない旨の決議を行った場合。
  - ③ 新株予約権者が、禁固刑以上の刑に処せられた場合。
  - ④ 新株予約権者が、新株予約権を第三者に対して譲渡、質入、担保権の設定その他の処分をした場合。
  - ⑤ 新株予約権者が死亡した場合。
  - ⑥ 新株予約権者が新株予約権の全部又は一部の放棄を申し出た場合。

#### (10) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

#### (11) 新株予約権の割当日

平成 26 年 11 月 7 日

#### (12) 新株予約権証券を発行する場合の取扱い

新株予約権証券の発行は行わないものとする。

#### (13) その他

必要な細目にわたる事項は、当社の取締役会の決議によって定める。

### 3. 支配株主との取引等に関する事項

本件ストックオプションの発行は、その一部につきまして、割当を受ける当社取締役のうち、1 名が当社の議決権の過半数を保有しており、支配株主との取引等に該当し、また当社の取締役 1 名並びに子会社の取締役 1 名は支配株主の近親者に該当しております。したがって、本件ストックオプションの上記 3 名への割当は、支配株主との取引等に該当しております。

#### (1) 公正性を担保する措置及び利益相反回避措置

本ストックオプションは、社内にて定められた規則及び手続きに基づき発行されております。また、権利行使価額の決定方法をはじめとする発行内容及び条件についても、前記 2.「新株予約権の発行要領」に記載のとおり、一般的な新株予約権の付与の内容及び条件から逸脱するものではなく適正なものであります。

#### (2) 少数株主に不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係を有しないものによる意見

支配株主と利害関係のない社外取締役(独立役員)である石井 荘一郎取締役、及び社外監査役である西中間 貢監査役、原文 一監査役、日高正信監査役の 4 名によって、以下の事由により公正性を担保する措置及び利益相反回避措置が採られていることから、少数株主にとって不利益なものではないことについての意見を平成 26 年 10 月 22 日付にて得ております。

- ① 本件が、平成 17 年 11 月 25 日開催の第 8 回定時株主総会で承認された取締役報酬枠の範囲内での発行であること。
- ② 平成 25 年 11 月 20 日開催の第 16 回定時株主総会で承認された「当社の取締役並びに子会社の取締役に新株予約権を無償で発行する件」の枠内での発行であること。

- ③取締役の業務執行の対価として妥当性を有するものであること。
- ④本件ストックオプションが、社内で定められた規則及び手続きに基づき発行されていること。
- ⑤権利行使価額をはじめとする発行内容及び条件の決定方法等を確認し、指摘すべき問題はなかったこと。

なお、上記4名の社外取締役及び社外監査役は、平成26年10月22日開催の当社取締役会で本件にかかる議案についての審議に参加し、当該議案に同意する旨及び異議の無い旨の表明をしております。また、利益相反を回避するため、支配株主である当社の代表取締役社長長沢一男、及びその近親者は本件ストックオプション発行の取締役会決議に参加していません。

### (3)コーポレート・ガバナンス報告書との適合状況

当社では、平成26年4月15日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書の「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」に、以下の内容で支配株主との取引方針を記載しており、本件はこの基本方針に則って決定しております。

「当社と支配株主との取引につきましては、一般の取引と同様に適正な条件のもとに行うことを基本方針とし、取締役会において取引内容及び取引の妥当性等について審議の上、取引の是非を決定することとしております。」

#### 【ご参考】

- |                         |             |
|-------------------------|-------------|
| (1) 定時株主総会付議のための取締役会決議日 | 平成25年10月24日 |
| (2) 定時株主総会の決議日          | 平成25年11月20日 |

以 上